

申し込みが多いため、午前・午後の2部制にしました。  
大変お手数ですが、既に申し込み済みの事業者も希望する  
時間帯(午前又は午後)を記載して、再FAXをお願いします。

福井労発基 0922 第1号  
令和4年9月22日  
令和4年9月30日再FAX

トラック事業者 各位

福井労働局長  
一般社団法人福井県トラック協会 会長

再FAX

トラック事業者に対する時間外労働の上限規制の適用及び自動車運転者の労働  
時間等の改善のための基準の見直しの方向性に関する説明会の開催について

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年3月には長時間労働の是正等の項目が盛り込まれた「働き方改革実行  
計画」が策定され、時間外労働の上限規制が設けられました。この時間外労働の上限規制  
は自動車運転の業務に対して適用が猶予されていますが、令和6年4月1日からは他の業  
種と同様に適用されることとなっております。

また、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準」という。）も  
厚生労働省で見直しが検討されております。

つきましては、福井労働局及び一般社団法人福井県トラック協会におきまして、下記の  
とおり説明会を開催しますので、貴社におかれましても、業務御多忙の折、恐縮ですが、  
労務担当者等の出席に御配慮いただきますようお願いいたします。

会場の準備の都合上、出席いただく方の氏名等を下記参加連絡票により、令和4年10  
月6日(木)までに一般社団法人福井県トラック協会あてFAX等でご連絡いただきますよ  
う併せてお願いいたします。

記

- 開催日時 令和4年10月26日(水) 午前の部 10時00分(所要時間 約1時間半)  
午後の部 14時00分(所要時間 約1時間半)
- 場 所 福井県トラック総合研修会館 3階ホール  
(所在地：福井市別所町第17号第18番地の1 電話：0776-34-1713)
- 定 員 午前・午後の部 各50名(定員に達し次第、締め切ります)
- 内 容  
(1) トラック事業者に対する時間外労働の上限規制の適用について  
(2) 改善基準の見直しの方向性について  
(3) トラック事業者に対する監督指導において多かった労働基準法等に係る法違反  
について  
(4) 働き方改革に関する助成金等について

## 参 加 連 絡 票

福井県トラック協会 あて FAX：0776-34-2136

事業場名(連絡先)	(TEL - - )
希 望 時 間 帯	どちらかに○をしてください。 午前の部 ・ 午後の部
出席予定者職氏名	

※ 定員が50名のため、1事業場2名までの参加でお願いします。